

富田林市SDGs推進本部設置要綱

(設置)

第1条 平成27年9月に国際連合総会で採択された持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の達成に向けた取組及び令和2年7月に本市が選定されたSDGs未来都市の取組を総合的かつ効果的に推進するため、富田林市SDGs推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) SDGsの理念に基づく本市の持続可能なまちづくり及びその進捗管理に関する事項
- (2) SDGsを共通言語とした市民、企業等、多様な主体間の連携促進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、SDGsの達成に向けた取組及び普及啓発に関し必要な事項

(組織)

第3条 本部は、富田林市行政会議設置規則（昭和56年富田林市規則第7号）

第4条第1項に規定する庁議の構成員をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に、本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を総括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は、本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指定した順序でその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を本部の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、市長公室政策推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。